

渡島海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、渡島海区における「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ」の採捕について、次のとおり禁止する。

ただし、北海道漁業調整規則（令和2年11月19日北海道規則第94号）第52条の規定により試験研究等のため「さけ」採捕について知事の許可を受けた者が当該許可内容の採捕をする場合はこの限りではない。

令和5年（2023年）8月7日

渡島海区漁業調整委員会
会長 阿部国雄

記

1 禁止区域

- (1) 函館市御崎町と同市恵山岬町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から102度30分の線、北緯41度43.1分、東経141度1.6分（函館市戸井港旧東防波堤灯台中心点）から正南の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1200メートルの線とによって囲まれた区域。
- (2) 基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点第1号 函館市立待岬

基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 11
（北海道水産林務部三角点水D34～）

基点第3号 久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点

点 1 基点第1号から正南の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点 2 基点第2号から169度40分の線と最大高潮時海岸線から沖合1200メートルの線との交点

点 3 基点第2号から256度の線と基点第3号から正南の線との交点

- (3) 久根別川河口左岸線と最大高潮時海岸線との交点から正南の線、北斗市葛登支灯台中心点から150度の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合2000メートルの線とによって囲まれた区域。
- (4) 北斗市葛登支灯台中心点から150度の線、知内町と福島町との境界線と最大高潮時海岸線との交点から150度45分の線、最大高潮時海岸線及び同線から沖合1500メートルの線とによって囲まれた区域。
- (5) 福島町字日の出日の出岬先端（北緯41度29分37秒、東経140度18分35秒）、福島町字日の出日の出岬先端から135度沖合1500メートルの点及び福島町字白符慕舞岬先端（北緯41度27分55秒、東経140度15分17秒）を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

2 禁止期間

- (1) 1の(1)、(2)、(4)の区域
令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日
- (2) 1の(3)の区域
令和5年(2023年)9月1日から令和5年(2023年)11月30日
- (3) 1の(5)の区域
令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月20日

渡島海区漁業調整委員会指示第3号



「船舶」を使用して行う「釣漁法」による「さけ」採捕禁止区域の概略

- 禁止期間
- (3) 令和5年(2023年)9月1日から令和5年(2023年)11月30日
 - (1)、(2)、(4) 令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月30日
 - (5) 令和5年(2023年)10月1日から令和5年(2023年)11月20日